

監査委員公表 第4号

定期監査等の結果に基づく措置状況について、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月27日

鹿屋市監査委員	大 蘭 純 広
同	池 田 潤
同	東 秀 哉

鹿 総 第 4 0 2 号
令和2年10月15日

鹿屋市監査委員	大 蘭 純 広
同	池 田 潤
同	東 秀 哉 様

鹿屋市長 中 西 茂

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 令和2年1月27日付け鹿屋監第82号で提出された教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、輝北総合支所、串良総合支所、吾平総合支所の定期監査の結果に関する報告
- 2 令和2年4月28日付け鹿屋監第10号で提出された市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、上下水道部、出納室、監査委員事務局、公平委員会事務局の定期監査の結果に関する報告
- 3 令和2年7月27日付け鹿屋監第41号で提出された農林商工部及び建設部の定期監査の結果に関する報告

令和2年1月27日付け鹿屋監第82号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(1) 歳入科目について</p> <p>自動販売機設置に係る行政財産の貸付の歳入科目を、行政財産目的外使用料で処理している状況が見受けられた。市の財産貸付に係る歳入科目は、財産貸付収入が適切と判断されることから、地方自治法第216条及び鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適切に処理されたい。</p> <p>吾平総合支所 住民サービス課</p>	<p>(1)</p> <p>(吾平総合支所 住民サービス課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに、行政財産目的外使用料を土地建物貸付収入に更正の処理を行った。</p> <p>今後は、地方自治法第216条及び鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき適切な事務処理に努めたい。</p>
<p>(2) 調定について</p> <p>補助金収入の調定及び土地建物貸付収入の調定において、重複して調定されている状況が見受けられたので、鹿屋市会計規則第19条及び第21条の規定に基づき、適切に処理されたい。</p> <p>串良総合支所 住民サービス課</p>	<p>(2)</p> <p>(串良総合支所 住民サービス課)</p> <p>指摘のあったことについては、調定書を修正した。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則第19条及び第21条の規定に基づき、適切な処理に努めたい。</p>
<p>(4) 旅費支給について</p> <p>旅費について、旅費の支給もれが見受けられたので、鹿屋市職員等の旅費に関する条例及び鹿屋市職員等の旅費支給規則に基づき、適切に処理されたい。</p> <p>吾平総合支所 住民サービス課 産業建設課</p> <p>串良総合支所 産業建設課</p>	<p>(4)</p> <p>(吾平総合支所 住民サービス課)</p> <p>対象旅費の支給処理については、次のとおり処理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給日：令和元年11月20日及び令和元年12月5日 <p>今後は、さらに確認を徹底し、鹿屋市職員等の旅費に関する条例及び鹿屋市職員等の旅費支給規則に基づき、適切な処理に努めたい。</p> <p>(吾平総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあった旅費666円については、11月6日に起票し、11月20日に支払いを行った。</p> <p>今後は、迅速かつ適切な事務処理に努めたい。</p> <p>(串良総合支所 産業建設課)</p> <p>指摘のあったことについては、次のとおり処理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給日：令和元年11月11日 <p>今後は、鹿屋市職員等の旅費に関する条例及び鹿屋市職員等の旅費支給規則に基づき、適切な処理に努めたい。</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p data-bbox="193 197 815 235">(5) 財産管理について</p> <p data-bbox="193 235 815 448">鹿屋市財産規則に規定する公有財産使用許可台帳及び債権台帳が備えられていない状況が見受けられたので、鹿屋市財産規則第46条及び第63条の規定に基づき、適切に処理された。</p> <p data-bbox="193 448 815 492">吾平総合支所 産業建設課</p>	<p data-bbox="815 197 1437 235">(5)</p> <p data-bbox="815 235 1437 280">(吾平総合支所 産業建設課)</p> <p data-bbox="815 280 1437 448">指摘のあったことについては、鹿屋市財産規則の規定に基づき、公有財産使用許可台帳及び債権台帳を備えた。今後は、適切な事務処理に努めたい。</p>

令和2年4月28日付け鹿屋監第10号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(1) 収入科目について</p> <p>地方自治法によると、歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分しなければならないとされ、また、鹿屋市会計規則によると、収入金を徴収しようとするときは、科目は誤っていないかなどの事項を調査し、徴収の決定をしなければならないとされているが、歳入科目を誤って処理している状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>市長公室 地域活力推進課 総務部 総務課 市民生活部 生活環境課</p> <p>(2) 調定について</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、次のような事例があった。</p> <p>ア 調定日を補助金交付の決定通知及び契約書等の締結日で処理していない状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>市民生活部 市民課 安全安心課 保健福祉部 福祉政策課</p>	<p>(1)</p> <p>(市長公室 地域活力推進課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに調定の更正処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(総務部 総務課)</p> <p>指摘のあったことについては、令和2年4月10日に財政課から県市町村課へ質問用紙を提出したところである。</p> <p>県からの回答に基づき、業務の性質等を踏まえた上で、令和3年度予算編成に向けて財政課と協議・検討してまいりたい。</p> <p>(市民生活部 生活環境課)</p> <p>今後は、事業の目的に沿った歳入科目で予算執行を行い、地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(2)</p> <p>ア</p> <p>(市民生活部 市民課)</p> <p>調定書については、下記のとおり処理を完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤調定書の廃止 令和2年2月4日 ・ 正調定書の作成 平成31年4月5日付け ※根拠 請書の日付 ・ 現金収納書の差し替え 令和2年2月4日(収納日2月20日) <p>今後は、鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき適正な処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 安全安心課)</p> <p>指摘のあったことについては、交付金の交付決定通知書を受領した際に、グループウェアの文書管理システムにおいて文書の收受処理を行うのと同時に、財務システムにおいて調定書も作成し、文書の供覧と調定の決裁を同時に行うよう課内で取決めを行い、再発防止に努めることとした。</p> <p>(保健福祉部 福祉政策課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は、地方自治法第231条及び鹿屋市契約規則第19条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>イ 保育料（276,529,590円）を重複して調定し、調定の取消しをしていない状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>保健福祉部 子育て支援課</p> <p>(3) 支出科目について</p> <p>地方自治法によると、歳入歳出予算は、歳出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならないとされ、また、鹿屋市会計規則によると、支出負担行為をするときは、所属年度、会計区分、支出科目に誤りがないかなどの事項に留意して行わなければならないとされているが、歳出科目を誤って処理している状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>保健福祉部 福祉政策課</p> <p>(4) 歳出予算流用等について</p> <p>鹿屋市予算規則によると、予算は、その成立の趣旨に従い、計画的かつ効率的に執行されなければならないとされ、また、鹿屋市契約規則によると、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならないとされているが、市民交流センター情報プラザ事業において、歳出予算流用を遡及して流用しているが、賃貸借契約を締結することなく事業を行っている状況が見受けられた。</p> <p>鹿屋市予算規則及び鹿屋市契約規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>総務部 情報行政課</p> <p>(5) 旅費について</p> <p>鹿屋市職員等の旅費に関する条例によると、フェリーに乗船したときの市外旅費については、路程に応じ旅客運賃等により支給するとされているが、旅客運賃に基づき支給していない状況が見受けられた。</p> <p>鹿屋市職員等の旅費に関する条例に基づき、</p>	<p>イ (保健福祉部 子育て支援課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに調定の取消処理を行った。</p> <p>今後は、保育料の決定と調定の担当を分けて事務を行い、相互にチェックすることで事務の誤りを防止することとし、地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正な処理に努めたい。</p> <p>(3) (保健福祉部 福祉政策課)</p> <p>今後は、地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(4) (総務部 情報行政課)</p> <p>指摘のあったことについて、今後は、鹿屋市予算規則第11条及び鹿屋市契約規則第30条第1項の規定に基づき、遡及することなく適切な契約事務処理に努めたい。</p> <p>(5) (保健福祉部 福祉政策課)</p> <p>旅費の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納 令和2年1月23日 ・追給 令和2年1月23日 <p>今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>適正に処理されたい。 保健福祉部 福祉政策課</p> <p>(6) 時間外勤務手当について</p> <p>ア 鹿屋市職員の給与に関する条例によると、正規の時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、条例で定める割合を乗じて得た額を支給するとされているが、時間外勤務手当の支給誤りが見受けられた。</p> <p>鹿屋市職員の給与に関する条例に基づき、適正に処理されたい。 保健福祉部 福祉政策課 上下水道部 業務課</p> <p>イ 鹿屋市予算規則によると、歳出予算は、配当を受けなければこれを執行することができないとされているが、時間外勤務手当の予算執行可能額が不足しているにも関わらず、予算の追加配当を受けずに、時間外勤務を行っている状況が見受けられた。</p> <p>鹿屋市予算規則に基づき、適正に処理されたい。 総務部 情報行政課 市民生活部 市民課</p> <p>(7) 契約の履行の確保について</p> <p>地方自治法及び鹿屋市契約規則によると、契約の適正な履行を確保するため、検査をしなければならないとされているが、ホームページリニューアルに係る業務委託契約において、完了</p>	<p>こととし、鹿屋市職員等の旅費に関する条例に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(6)</p> <p>ア (保健福祉部 福祉政策課)</p> <p>時間外勤務手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月分返納 令和2年1月31日 ・12月分返納 令和2年2月4日 ・10月分追給 令和2年2月10日 <p>今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(上下水道部 業務課)</p> <p>時間外勤務手当の支給誤りの処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追給 令和2年2月20日 <p>今後はこれまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市企業職員の給与に関する規程第2条及び鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき適正な事務処理に努めたい。</p> <p>イ (総務部 情報行政課)</p> <p>指摘のあったことについて、今後は、鹿屋市予算規則第13条に基づき時間外命令時間を適時確認し、適切な配当予算の管理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 市民課)</p> <p>今後は、鹿屋市予算規則第13条第2項の規定に基づき、適正な処理に努める。</p> <p>※令和2年度は、執行可能額について、随時確認を行っている。</p> <p>(7)</p> <p>(市長公室 政策推進課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに修正処理を行った。</p> <p>今後は、地方自治法第234条の2及び鹿屋市</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>検査後に、翻訳表示が一部誤っている状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市契約規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>市長公室 政策推進課</p> <p>(8) 財産管理について</p> <p>鹿屋市財産規則によると、法令又は契約等に基づき、その所管に属すべき債権が発生したときは、その内容を調査確認し、債権台帳を備えなければならないとされているが、空家対策事業において、特定空家の行政代執行費用に係る債権台帳が備えられていない状況が見受けられた。</p> <p>鹿屋市財産規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>市民生活部 安全安心課</p>	<p>契約規則第 41 条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(8)</p> <p>(市民生活部 安全安心課)</p> <p>指摘のあったことについては、債権管理台帳及び税外収入台帳を整備した。</p> <p>今後は、鹿屋市財産規則及び鹿屋市債権管理マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>7 行政監査の結果</p> <p>監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。</p> <p>(1) 文書処理について</p> <p>鹿屋市文書規程によると、文書取扱者は、收受文書の配布を受けたときは、点検し、当該主管課の業務に関する文書であることを確かめた後、受付印を押印し、速やかに文書管理システムに登録するとともに、文書処理簿により処理し、課長の閲覧に供さなければならないとされているが、文書処理を適正に行っていない状況が見受けられた。</p> <p>鹿屋市文書規程に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>総務部 総務課 市民生活部 市民スポーツ課</p>	<p>7</p> <p>(1)</p> <p>(総務部 総務課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに処理を行った。</p> <p>今後、受信した電子メールは鹿屋市文書規程に基づき、適切な事務処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 市民スポーツ課)</p> <p>指摘のあったことについては、鹿屋市文書規程第 15 条に基づき処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市文書規程第 15 条の規程に基づき適切な事務処理に努めたい。</p>
<p>(2) 附属機関等について</p> <p>ア 鹿屋市行政経営改革委員会設置要綱によると、委員は、市政について優れた見識を有する者及び公募に応じた者の内から市長が委嘱するとされているが、委員の委嘱をしていない状況が見受けられた。</p> <p>鹿屋市行政経営改革委員会設置要綱に基</p>	<p>(2)</p> <p>ア</p> <p>(総務部 総務課)</p> <p>指摘のあったことについて、本要綱は所期の目的を達成したため、令和 2 年 2 月 25 日に廃止した。</p> <p>今後は、適切な事務処理に努めたい。</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>づき、適正に処理されたい。 総務部 総務課</p> <p>イ 鹿屋市市民活動支援事業選定委員会条例によると、委員は学識経験者、市民活動団体関係者、公募による者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱又は任命するとなっているが、公募をしていない状況が見受けられた。 鹿屋市市民活動支援事業選定委員会条例に基づき、適正に処理されたい。 市長公室 地域活力推進課</p> <p>ウ 鹿屋市養護老人ホーム入所判定委員会条例によると、委員会の会議は会長が招集するとなっているが、市長が招集している状況が見受けられた。 鹿屋市養護老人ホーム入所判定委員会条例に基づき、適正に処理されたい。 保健福祉部 高齢福祉課</p>	<p>イ (市長公室 地域活力推進課) 指摘のあったことについては、次回選定委員の選出の際には、鹿屋市市民活動支援事業選定委員会条例の規定に基づき、適正な処理に努めたい。</p> <p>ウ (保健福祉部 高齢福祉課) 指摘のあったことについては、2月の開催から会長が招集を行っているところである。 今後は、鹿屋市養護老人ホーム入所判定委員会条例に基づき、適切な事務処理に努めたい。</p>

令和2年7月27日付け鹿屋監第41号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(1) 調定について</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、次のような事例があった。</p> <p>ア 調定日を補助金交付の決定通知で処理していない状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適切に処理されたい。</p> <p>農林商工部 農地整備課</p> <p>イ 指定管理の協定書に基づく調定処理において、調定日を協定締結日で処理していない状況や調定額を協定書に定める額で処理していない状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適切に処理されたい。</p> <p>農林商工部 商工振興課</p> <p>(2) 住宅敷金について</p> <p>鹿屋市市営住宅条例及び鹿屋市一般住宅条例によると、敷金の運用等の条文で敷金の運用益は入居者の共同の利便のために使用するものとされているが、鹿屋市子育て支援住宅条例において敷金の運用等が明確にされていない状況が見受けられた。</p> <p>鹿屋市子育て支援住宅の敷金の運用等については、当該条例において明確にされたい。</p> <p>建設部 建築住宅課</p> <p>(3) 支出科目について</p> <p>地方自治法によると、歳入歳出予算は、歳出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならないとされ、また、鹿屋市会計規則によると、支出負担行為をするときは、所属年度、会計区分、支出科目に誤りがないかなどの事項に留意して行わなければならないとされているが、次のような事例があった。</p> <p>ア 用地取得にかかる歳出科目が、その目的に従って款項に区分されていない状況が見受けられた。</p>	<p>(1)</p> <p>ア</p> <p>(農林商工部 農地整備課)</p> <p>指摘のあったことについては、速やかに調定書を作成し処理を行った。</p> <p>今後は、地方自治法第231条、同法施行令第154条第1項及び鹿屋市会計規則第19条並びに鹿屋市文書規定第9条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>イ</p> <p>(農林商工部 商工振興課)</p> <p>調定日及び調定額については、単年度協定書第5条の納入期限の規定に基づき、前期後期に分けて処理していた。</p> <p>今後は、地方自治法第231条及び鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(2)</p> <p>(建設部 建築住宅課)</p> <p>指摘のあった鹿屋市子育て支援住宅の敷金の運用等については、鹿屋市子育て支援住宅条例の一部改正により、適切に処理したい。</p> <p>(3)</p> <p>ア</p> <p>(農林商工部 産業振興課)</p> <p>今後は、地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき適正な事務処理に努めたい。</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。 農林商工部 産業振興課</p> <p>イ 実行委員会の負担金において、負担金額の根拠や支出科目の根拠が明確にされていない状況が見受けられた。 負担金額については、その根拠を明確にするとともに、支出科目については、負担金と補助金のいずれが適正であるか検討されたい。 農林商工部 ふるさとPR課</p> <p>(4) 報酬等の支給について 鹿屋市報酬及び費用弁償によると、日額支給の報酬は、その月分を翌月10日までに支給となっているが、4か月分を3月にまとめて支給している状況が見受けられた。 鹿屋市報酬及び費用弁償条例に基づき、適正に処理されたい。 農林商工部 農林水産課</p> <p>(5) 補助金について ア 補助金交付事務において、補助金交付申請日と交付決定日及び交付確定日を同日で処理されているものや交付対象の選定根拠が明確にされていないもの、交付申請書の添付書類に不備があるものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。 鹿屋市補助金交付規則等に基づき、適正に処理されたい。 農林商工部 畜産課 商工振興課 建設部 建築住宅課</p>	<p>イ (農林商工部 ふるさとPR課) 負担金の額については、実行委員会において決定した金額を負担金として支出している。 支出科目については、市全体の支出に関することであるため、今後実施される場合は、関係課を含めた協議を行い、適切な支出となるよう努めたい。</p> <p>(4) (農林商工部 農林水産課) 今後は、鹿屋市報酬及び費用弁償条例第3条第2項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(5) ア (農林商工部 畜産課) 指摘のあったことについては、今後は早期に対象牛の選抜決定を行い、申請事務については、鹿屋市補助金等交付規則に基づき適切な事務処理に努めたい。 (農林商工部 商工振興課) 指摘のあったことについては、補助金申請者に対し、添付書類の修正及び再提出を指示し、速やかに提出された。 今後は鹿屋市商店街街路灯LED化推進事業補助金交付要綱第4条及び第5条の規定に基づき適切な補助金交付事務に努めたい。 (建設部 建築住宅課) 指摘のあった鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援事業申請に係る委任状の様式については、令和2年度から様式を見直し、処理している。</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>イ 鹿屋市補助金等交付規則によると、補助金の返還を命ぜられたときは、加算金を市に納付しなければならないとされているが、加算金を徹していない状況が見受けられた。</p> <p>鹿屋市補助金交付規則に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>農林商工部 畜産課</p>	<p>イ (農林商工部 畜産課)</p> <p>指摘のあったことについては、経営体が必ずしも故意に虚偽の申請を行ったとは認められないことから、鹿屋市補助金等交付規則第19条第5項を根拠に加算金を免除することとして整理する。</p> <p>今後、同様の事例等が発生した際は、関係課と連携を取り、適切に処理する。</p>
<p>(6) 登記前の前金払について</p> <p>用地取得の支払において、鹿屋市会計規則を改正し、鹿屋市登記前払事務取扱規程を新たに定めて、これに基づき変更契約を行い登記前の前金払いをしているが、鹿屋市財産規則によると、用地取得費の代金は所有権移転登記が完了した後に支払うこととされており、財産規則との整合性が図られていない状況が見受けられた。</p> <p>鹿屋市財産規則における根拠を明確にされたい。</p> <p>農林商工部 産業振興課</p>	<p>(6) (農林商工部 産業振興課)</p> <p>鹿屋市登記前払事務取扱規程を一部改正（令和2年7月30日施行）し、鹿屋市財産規則第13条との整合性を図った。</p> <p>今後は、根拠を明確にし、事務処理を行うよう努めたい。</p>
<p>(7) 旅費について</p> <p>鹿屋市職員等の旅費に関する条例によると、フェリーに乗船したときの市外旅費については、路程に応じ旅客運賃等により支給するとされているが、旅客運賃に基づき支給していない状況が見受けられた。</p> <p>鹿屋市職員等の旅費に関する条例に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>農林商工部 農林水産課</p>	<p>(7) (農林商工部 農林水産課)</p> <p>指摘のあったことについては、適切に処理を行った。今後は、鹿屋市職員等の旅費に関する条例第6条第3項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>(8) 時間外勤務手当について</p> <p>鹿屋市職員の給与に関する条例によると、正規の勤務時間を超えて勤務した前時間に対して、時間外勤務手当を支給するとされているが、支給額に誤りが見受けられた。鹿屋市職員の給与に関する条例に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>農林商工部 産業振興課 農林水産課 畜産課</p>	<p>(8) (農林商工部 産業振興課)</p> <p>時間外勤務手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納 令和2年4月24日（10・11月分） <p>今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(農林商工部 農林水産課)</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p data-bbox="448 203 592 232">農地整備課</p> <p data-bbox="201 1061 480 1090">(9) 指定管理について</p> <p data-bbox="225 1106 815 1346">指定管理の基本協定書によると、指定管理者が指定の解除を申し出て、市が指定を取り消したときは違約金を支払わなければならないとされているが、違約金を徹していない状況が見受けられた。基本協定書に基づき、適正に処理されたい。</p> <p data-bbox="280 1361 592 1391">農林商工部 商工振興課</p>	<p data-bbox="839 203 1437 277">時間外勤務手当の不足分については、追給処理を行った。</p> <p data-bbox="839 293 1437 405">今後は、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条第3項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p data-bbox="831 421 1110 450">(農林商工部 畜産課)</p> <p data-bbox="839 465 1437 667">指摘のあったことについては、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条第3項の規定に基づき、令和2年4月23日に返納処理を行った。今後は、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な処理に努める。</p> <p data-bbox="831 683 1166 712">(農林商工部 農地整備課)</p> <p data-bbox="839 728 1437 801">時間外手当の過不足の処理については、次のとおり完了した。</p> <ul data-bbox="847 817 1182 846" style="list-style-type: none"> ・返納 令和2年4月23日 <p data-bbox="839 862 1437 1010">今後は、これまで以上に厳正な確認作業を行うこととし、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p data-bbox="815 1061 855 1090">(9)</p> <p data-bbox="831 1106 1166 1135">(農林商工部 商工振興課)</p> <p data-bbox="839 1151 1437 1525">基本協定書の締結後に締結した「湯遊ランドあいらの管理等に関する覚書（平成31年4月1日締結）」に基づき、指定管理者の解除を行う上で、違約金については発生しないことを本市と指定管理者の間で確認している。ただし、今回のようなケースは、覚書ではなく基本協定書の変更で対応する必要性があったと思われることから、今後については、適正な事務処理に努めたい。</p>

鹿教教第494号
令和2年10月8日

鹿屋市監査委員 大 蘭 純 広
同 池 田 潤
同 東 秀 哉 様

鹿屋市教育長 中野 健作

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 令和2年1月27日付け鹿屋監第82号で提出された教育委員会の定期監査に関する報告

令和2年1月27日付け鹿屋監第82号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(2) 調定について 補助金収入の調定及び土地建物貸付収入の調定において、重複して調定されている状況が見受けられたので、鹿屋市会計規則第19条及び第21条の規定に基づき、適切に処理されたい。 教育委員会 学校教育課 串良総合支所 住民サービス課</p>	<p>(2) ① (教育委員会 学校教育課) 財務システム上、削除ができないことから変更調定により適切に処理を行った。</p>
<p>(3) 支払遅延について 債権者への支払が遅延している状況が見受けられたので、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき、適切に処理されたい。 教育委員会 学校教育課</p>	<p>(3) (教育委員会 学校教育課) 本件の事実が明確になった段階で ・関係事業所への謝罪 ・速やかな支払い(完了) ・担当者本人への指導 ・組織としての原因検証と対策 等理解を得たところであり、支払い遅延に係る取り扱いについては、法令に基づくところの「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律の運用方針第八支払いの遅延に対する遅延利息五(ロ)」に基づき、本件に係る債権(支払い遅延)について放棄する旨を各関係事業所より受けたところである。</p>
<p>6 行政監査の結果 監査の結果、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。 事務事業の処理に係る周知について 平成31年4月1日に改正施行された鹿屋市学校管理規則第21条の2に規定する学校納入金の取扱いについて、改正内容が各学校へ周知がされていない状況が見受けられたので、事務事業の処理が各学校で統一されるよう適切に処理されたい。 教育委員会 学校教育課</p>	<p>6 (教育委員会 学校教育課) 各学校で統一した事務処理を行うよう学校納入金等取扱マニュアルの作成を行い、令和元年11月に周知を行った。</p>